

断る勇気・正しい情報・周囲の見守りで

悪質商法に付け入らせない

悪質商法から身を守るには一面で紹介した手口への対応策のほか、日頃から次のような対応策を身に付けておくことが大切です。もしトラブルに陥ってしまったら、お早めに新宿消費生活センターにご相談ください。

【相談先・問合せ】新宿消費生活センター(第2分庁舎3階) ☎(5273)3830・☎(5273)3110へ。

儲け話には乗らない!

「必ず儲かる」「元本は保証する」などのうまい話には、落とし穴がつきものです。うのみにせず、すぐに話をやめましょう。

不審な電話は相手にしない!

不審な電話はすぐに切りましょう。区と牛込・新宿・戸塚・四谷警察署で無料で貸し出ししている自動通話録音機(写真)を付けることも有効です。貸し出しを希望する方は、危機管理課

勇気を出して はっきり断る!

「ドアを開けない、家の上がらせない」「あいまいな返事はしない」「身に覚えのない代金請求や脅しとも取れる言葉は無視する」ことが肝心です。親切な口調や人情に付け込む話し方、公的機関と思わせるような名称にも気を許さないでください。

個人情報 を安易に教えない!

提供した個人情報の回収は不可能です。

周囲の人々の気付きと見守りを!

悪質商法に巻き込まれているのに、本人が気付いていない場合や一人で抱え込んでいる場合も少なくありません。親身なアドバイスが被害を防ぎます。特に、被害を受けやすい高齢者には、地域の温かい見守りが必要です。

慌てて契約しない!

家族・友人、信頼できる人に意見を聞き、契約内容(解約)条件・金額などを複数の目で事前チェックしましょう。



契約を解約したいときは クーリング・オフ制度が利用できます

クーリング・オフ制度は、訪問販売・訪問購入・電話勧誘販売などで結んでしまった契約を、法律で決められた期間内に無条件で解約できる制度です。相手方への解約の通知は「特定記録郵便」「簡易書留」による書面で行います。必ず写しを保管してください。クレジット契約の場合は、クレジット会社と販売会社へ同時に通知します。店舗販売や通信販売では制度を利用できません。制度の対象となる取り引き・期間、通知方法等詳しくは、新宿消費生活センターへお問い合わせください。

トラブルに陥ったときはご相談を

新宿消費生活センターが

解決に向けてお手伝いします

新宿消費生活センターでは、区内在住・在勤・在学の方を対象に、消費生活に関する相談をお受けしています。また、タイムリーな消費生活関連情報をまとめた情報誌「くらしの情報」を発行しています。

消費生活相談(来所・電話)

悪質商法のトラブルや解約時の困りごとなどについて、消費生活相談員が助言や情報提供をしています。当事者間で交渉するための助言等を基本としますが、相談内容が複雑なもの、高齢などで事業者との交渉が困難な場合は、相談員が解決に向け、合意点を導くためのあつせんをします。相談内容は、被害の拡大防止につなげるため、個人情報を除き国民生活センターや全国の消費生活センター等と情報共有されます。

◆弁護士相談(来所)

弁護士に法律に関する消費生活相談ができます。

【相談日時】水曜日(祝日等) 年末年始を除く 午前9時～午後1時～4時

◆多重債務特別相談(来所)

弁護士・区の職員等が、債務の整理や整理後の生活相談を、個別の状況に合わせてお受けしています。

【相談日時】毎月第4火曜日(祝日等) 年末年始を除く 午後1時～4時

【相談日時】月々金曜日(祝日等) 年末年始を除く

電話相談：午前9時～午後5時

来所相談：午前9時～午後4時30分

相談員がお話を伺います。

消費者講座・出前講座等のご利用を

新宿消費生活センターでは、暮らしに役立つ多彩なテーマを取り上げて、区内の消費者団体や事業者と協力して講座を開催しています。また、出前講座として、職場・学校・地域の学習会等へ消費生活相談員を講師として派遣し、消費者被害防止について解説しています。

悪質商法被害防止ネットワークが被害を防ぎます

新宿消費生活センターは、区内の介護事業者や相談機関等と協力し、「悪質商法被害防止ネットワーク」を構築しています。ネットワークでは、高齢者や障害者の生活に密着したサービスを提供する事業者等が、業務中に気付いた悪質商法を新宿消費生活センターに通報します。センターは被害情報の周知・注意喚起やトラブル解決のあつせんなどをします。このネットワークによる通報・連携態勢で、悪質商法に狙われやすい高齢者などの被害の防止や早期発見を図るとともに、被害の拡大防止と救済につなげていきます。



くらし

高齢者合同就職面接会

複数の企業と面接ができます(1社につき写真付き履歴書が1通必要)。

【日時】2月21日(水) 午前10時～12時(受け付けは午前9時30分～11時) 午後2時30分～4時30分(受け付けは午後2時～3時30分)

※午前と午後で参加企業が異なります。

【対象】都内在住のおおむね55歳以上

【会場】申込み当日直接、新宿区こから広場しごと棟(新宿7-3-29)へ。

中小企業で働く方のため の講座

●初心者向け投資法の選び方「イデコ」と「ニーサ」のハナシ

【日時】3月11日(日)午後2時～4時

【会場】新宿リサイクル活動センター(高田馬場4-10-2)

【対象】区内在住で中小企業に勤める方、区内の中小企業に勤める方、30名

【内容】投資初心者向けに個人型確定拠出年金「iDeCo」(イデコ)と少額投資非課税制度「つ

暮らしに役立つ情報がいっぱい 消費者講座

①スーパー・コンビニの買ってはいけない「買ってはいけない」商品

【日時】2月21日(水)午後1時30分～3時30分

【会場】新宿消費生活センター分館(高田馬場1-32-10)

【対象】区内在住・在勤の方、30名

【内容】食品を購入するときに知っておきたい食品表示(講師は渡辺雄二・ジャーナリスト)

②首都直下地震に備えて

【日時】3月8日(木)午後1時30分～3時30分

【会場】新宿消費生活センター分館(高田馬場1-32-10)

【対象】区内在住・在勤の方、30名

【費用】2千円

【問合せ】新宿わく☆ワーク(新宿7-3-29、新宿ここから広場しごと棟) ☎(5273)4510へ。求人内容等を掲載したりフレットを配布しています。

【申込み】はがきかファックスに3面記入例のほか勤務先の名称・所在地・電話番号を記入し、2月13日(必着)までに新宿(区)勤労者・仕事支援センター勤労者サービス課、〒160-0002 新宿7-3-29) ☎(320)2311・☎(320)3100へ。はがき・ファックスは1人1枚。応募者多数の場合は抽選し、結果を2月19日(月)までに発送します。定員に余裕がある場合は、2月20日(火)以降も受け付けます(先着順)。詳しくは、お問い合わせください。

※応募者が10名に満たない場合は中止します。

中小企業にお勤めの方へ 福利厚生資金のご利用を

住居の移転、冠婚葬祭、出産、医療、不慮の災害、生活全般に必要な臨時の資金を低利で利用できるよう金融機関にあつせんしています。

【対象】次の全てに該当する方

▼中小企業(従業員30人以下)に勤務している

▼区内在住かつ区内に勤務先が6か月以上勤務している

▼住民税を滞納していない

※事業主(自営業の方を含む)の方は利用できません。

【貸付限度額】70万円(貸し付けは10万円以上で、10万円単位)

【貸付期間】3年以内(据置期間2か月を含む)

【29年度の利率】年1.6%

【取扱金融機関】中央労働金庫新宿支店

【問合せ】新宿(区)勤労者仕事支援センター勤労者サービス課 ☎(320)2311へ。

【申込み】往復はがきに3面記入例のとおり記入し、①は2月13日(必着)までに新宿区消費者団体連絡会、②は2月20日(必着)までに新宿区消費者大学OB会、③は2月20日(必着)までに新宿区消費者の会へ。いずれも応募者多数の場合は抽選。